茨城県監査委員公告第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき,定期監査をしたので,同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年3月31日

茨城県監査委員鶴岡正彦同藤島正孝同島崎英男

同 齋藤良彦

機 関 名	実施年月日	監査の結果
茨城県農業総合センター 鹿島地帯特産指導所	22. 12. 27	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたもの と認める。
茨城県立岩井高等学校	22. 12. 27	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたもの と認める。
茨城県立リハビリテーションセンター	22. 12. 28	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたもの と認める。
茨城県立古河第一高等学校	22. 12. 28	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県古河警察署	22. 12. 28	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県農業総合センター 農業研究所	23. 1. 6	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立竜ケ崎第二高等学校	23. 1. 6	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立水戸聾学校	23. 1. 6	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立下妻養護学校	23. 1. 6	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県水戸警察署	23. 1. 6	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたもの と認める。
茨城県常陸大宮保健所	23. 1. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県動物指導センター	23. 1. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

機関名	実施年月日	監査の結果
茨城県県西農林事務所 坂東地域農業改良普及センター	23. 1. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立東海高等学校	23. 1. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立総和高等学校	23. 1. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立土浦養護学校	23. 1. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県桜川警察署	23. 1. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立伊奈養護学校	23. 1. 11	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県那珂警察署	23. 1. 11	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県東京事務所	23. 1. 12	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立竜ケ崎南高等学校	23. 1. 12	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県県南県民センター	23. 1. 13	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県県央農林事務所 笠間地域農業改良普及センター	23. 1. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立岩瀬高等学校	23. 1. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立三和高等学校	23. 1. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所	23. 1. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立牛久高等学校	23. 1. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立結城養護学校	23. 1. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県鹿行県民センター	23. 1. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県鉾田保健所	23. 1. 19	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県筑西児童相談所	23. 1. 20	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県大阪事務所	23. 1. 20	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたもの と認める。
茨城県水戸教育事務所	23. 1. 20	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県県南教育事務所	23. 1. 20	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

機関名	実施年月日	監査の結果
茨城県立海洋高等学校	23. 1. 20	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立猿島高等学校	23. 1. 21	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立那珂湊第一高等学校	23. 1. 24	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたもの と認める。
茨城県立中央高等学校	23. 1. 24	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたもの と認める。
茨城県立水海道第二高等学校	23. 1. 24	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県鉾田警察署	23. 1. 24	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたもの と認める。
茨城県立茨城学園	23. 1. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたもの と認める。
茨城県立玉造工業高等学校	23. 1. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたもの と認める。
茨城県立小川高等学校	23. 1. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたもの と認める。
茨城県立下館第一高等学校	23. 1. 26	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県筑西警察署	23. 1. 26	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県県西家畜保健衛生所	23. 1. 27	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたもの と認める。
茨城県立こども福祉医療センター	23. 1. 28	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県工業技術センター 繊維工業指導所	23. 2. 4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立水戸南高等学校	23. 2. 4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立石下高等学校	23. 2. 4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立石下紫峰高等学校	23. 2. 4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立水海道第一高等学校	23. 2. 4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたもの と認める。
茨城県県南家畜保健衛生所	23. 2. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたもの と認める。
茨城県立下館工業高等学校	23. 2. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立つくば養護学校	23. 2. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立協和養護学校	23. 2. 7	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	監査の結果
茨城県結城警察署	23. 2. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたもの と認める。
茨城県県央農林事務所	23. 2. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県鹿行農林事務所	23. 2. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県行方県税事務所	23. 2. 14	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県鉾田工事事務所	23. 2. 14	財務に関する事務の執行について、次の指摘事項があった。 河川敷占用料に係る収入未済額について、適切な徴収対策を講じずに、債権を時効としたことは適正でない。
茨城県立つくば工科高等学校	23. 2. 14	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県県北農林事務所	23. 2. 15	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県常陸太田工事事務所	23. 2. 15	財務に関する事務の執行は、予算の執行に関する注意事項を除き適正に処理されたものと認める。
茨城県常陸太田県税事務所	23. 2. 16	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県高萩工事事務所	23. 2. 16	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立医療大学	23. 2. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県つくばまちづくりセンター	23. 2. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立勝田工業高等学校	23. 2. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立那珂湊第二高等学校	23. 2. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立水戸高等養護学校	23. 2. 17	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県常陸大宮土木事務所	23. 2. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県常陸大宮土木事務所大子工務所	23. 2. 18	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県水戸県税事務所	23. 2. 23	財務に関する事務の執行は、収入に関する注意事 項を除き適正に処理されたものと認める。
茨城県水戸土木事務所	23. 2. 23	財務に関する事務の執行について、次の指摘事項 のほか注意事項があった。 特殊車両通行許可事務について、大幅に事務処理 が遅延していたことは適正でない。
茨城県立消防学校	23. 2. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県県南農林事務所 稲敷土地改良事務所	23. 2. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

機関名	実施年月日	監査の結果
茨城県林業技術センター	23. 2. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立太田第二高等学校里美校	23. 2. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立鬼怒商業高等学校	23. 2. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県立勝田養護学校	23. 2. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県土浦警察署	23. 2. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨城県常総警察署	23. 2. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたもの と認める。